

知財パラダイム革命 ① 知財幻想から覚醒するための善知識

一般社団法人 知財ブランド協会(SIR) 会長(兼理事) 玉井 誠一郎 先生

パラダイム(Paradigm)とは、ある時代や分野において支配的規範となる「物の見方や捉え方」を意味します。知財は重要な財産権であるが故に、従来の知財パラダイムや知財幻想から覚醒する時期にあります。公正社会実現に向けた新しい知財パラダイムについて論考を連載します。

第1回 世界観からみた知財のあり方

知財幻想

航海のためには地図と羅針盤が必要であるように、人生や事業経営を成功させるためには、思考の支柱として確固たる「羅針盤」世界観(哲学)を持つことが大切です。

読者は、奈良の大仏に関係する華嚴の世界観をご存知でしょうか? 釈迦の悟りの境地を開陳したされる華嚴経には注目すべき思想が示されています。それは、図1に示すように、「一即一切、相即相入」と言う、一(個)の中にすべて(全体)が含まれており、一に精通すればすべてに精通したのと同義であることや、個人・組織・社会など一切は、お互いが独立に存在するのではなく相互依存関係にありつながらいるという思想です。

華嚴哲学と経営理念

一即一切: 一に精通できればすべてに精通したのと等価である (One is All.)
事業部制及びその基盤となる社員稼業(自主責任経営)の徹底

相即相入: あらゆるものが対立せずに融け合い影響し合い相関していること
私益と公益のバランス、社会の公器としての企業、共存共栄の思想

一樹全体 (樹) 一葉部分

空間を互いにゆずれ合う葉と葉

樹は構造的でありながら、しかも互いに

トノソコ

(註の出典: 曹井 啓之)

図1 世界観を持つ

反知的独占—特許と著作権の経済学 の骨子

(出典: ミケール・ポルドリン&デヴィッド・K・レヴァイン著, NTT出版, 2010)

反知的独占

特許制度の何が問題か!

特許制度が市場にもたらす「排他独占的」効果を批判しており、「独占的仕組を用いなくても創作者が利益(私益)を得ることは十分可能で、社会的な利益(公益)も大幅に増大すること」を事実に基づいて学術的に展開。特許制度や著作権制度をより独占的でない仕組みに変更すべきと主張。

- 中小企業の特許出願メリットは無い(大企業に買収される場合を除いて)。
- 特許制度によって、イノベーション(産業振興)が促進された事実は確認できない。特許審査制度にも問題がある。
- 自分のビジネス自由度を確保するための大量出願や特許買取りは、特許制度の目的である産業の進展を阻害する。
- この特許競争で一番利益を得るのは、法律や制度の関係者である。彼らは、まるで武器商人のようである。
- 特許は、技術の「アイデア」だけを保護する。しかし、特許明細書を読んだり、製品を分解したり、その抽象的な水準でのアイデアのコピーだけでは、実施(商品化)できない。

→ノウハウやプロセスなどの守秘知財の重要性を示唆!

図2 知的独占の弊害

理念経営と自助精神

事業部制を創設したパナソニック創業者の松下幸之助は、会社がいかにか大きくなくても社員はサラリーマンではなく、一人商人即ち事業主(オーナーシップ)自主責任経営者の意識を持って仕事にあたるように要請しました。これを社員稼業と言います。更に、会社は社会の公器、つまり人材や資金などを社会からお借りして、これらを活用して社会に役立つ商品を作っていき使命があるとして、私益だけではなく社会への貢献(公益)を念頭に経営を進めました。

松下幸之助は、当時フィリップスが持っていたラジオの基本特許を買取り、これを独占のために利用するのはなく、ラジオ産業振興のために競争相手を含めてすべてに無償で公開しました。それは、松下がこの特許を排他独占として使えば、大きくなるであろうラジオ産業がしばむ懸念や、特許が無くても設計製造ノウハウ情報や販売力などで競争力をつけることができるとの決断でした。このように、彼の成功哲学の真髄は、私益と公益をバランス

玉井 誠一郎先生の略歴

大阪大学工学部・同大学院卒。
パナソニック(株)にて情報機器等の研究開発事業責任者と半導体知財戦略TF統括、大阪大学客員教授等を歴任。
著書: 知財インテリジェンス、知財戦略経営概論等。学術博士。

させるところにあります。儲ければ他はどうでも良いという哲学ではありません。社会や世界全体のことを考えます。近時パナソニックは、大変厳しい経営危機に陥りました。それは、松下創業者の理念がホゴにされ、欧米流の経営手法を至高とした結果であると考えられます。

個や組織には、存在意義や目的がありません。経営理念は、この目的や使命(Vision & Mission)を明確にしたものですが、これを社会的意義において定めないと単なるファッション(流行)になり浮き草になります。流行の経営手法に惑わされない経営理念や人材育成が大切です。

むしろ阻害していると断じています。特許が最も重視される製薬業界において、米国における2度の調査によって、利益確保手段の第1位は情報を秘密にすることで、特許は第4位です。そして著者(学者)は、特許も著作権も無料にせよと主張しています。

しかし、筆者はこの無料という主張は賛成できません。開発投資や努力の成果である知財をただ乗り・横取りすることが許されれば、先行開発のインセンティブは皆無になります。近時のTPP交渉において、著作権維持期間を死後75年にすることが論議されています。常識的に見て、著作物の存命中は著作権収入が必要かもしれませんが、死後50年以上にわたり何故必要なのか? むしろ死後速やかに無償公開して、人類の公益に資するべきだと思います。

これら知財制度の問題の本質は、この制度は誰のための制度かということ。著作権では、著作者ではなくその権利保護を事業とする団体のための制度ということになりかねません。

知的独占の問題は、独占vs無料ではなく、排他独占権を弱め盗用やコピーなどの不正行為の禁止と言う観点から制度を見直すべきであると思えます。知財パラダイムを変革する具体策については最終回に論じます。(以上)

知的独占の弊害

特許権は、排他独占権で一社が市場を独占できる権利です。特許法第1条には、この法律の意義目的として、「この法律は、発明の保護及び利用を図ることに、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする」と

『天は自ら助くるものを助く』とは自助精神を言います。自らが防衛して律する精神です。知財においても、特許にすれば誰かが保護してくれるという誤解や幻想があります。保護されるという受身ではなく、自らが防衛する自衛に変えるべきで、専門家に任せておけば安心ではありません。自らの大切な基本財産権である知財を防衛し活用す